

(平成25年11月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から48年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで  
③ 昭和55年7月から62年12月まで

私が20歳になった昭和43年\*月に、母親が兄と私の国民年金の加入手続を集金人に依頼し行った。申立期間の国民年金保険料の納付についても母親が行っており、納付金額については不明であるものの、母親が兄の分と一緒に毎月、集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間の国民年金保険料は、現年度納付により納付済みとなっており、当該期間は3か月と短期間である上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の兄も、当該期間は納付済みとなっていることから、その母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①及び③について、申立人は、申立期間②を含め国民年金の加入手続について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする母親から証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険

者の資格取得日から昭和 48 年 11 月頃と推認でき、当該加入手続時点において、申立期間①のうち過半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人の主張のとおり、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、同一市内に居住していたとする申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらず、その形跡も見当たらない上、申立人は、昭和 48 年 11 月 7 日に発行された現在所持している国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたとするその兄の申立期間①の納付記録も未納となっている。

申立期間③について、申立人の母親が毎月納付していたとしているところ、申立人の特殊台帳によると、昭和 57 年度に納付書が発行されていることが確認できることから、55 年度及び 56 年度の国民年金保険料に未納があったことがうかがえる上、当該期間は 90 か月と長期間に及んでおり、これだけ長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

このほか、申立人の母親が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和34年4月にB社（昭和37年3月30日に、A社に名称変更。）の前身であるC社に入社し、その後、分社化したD社に38年3月まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社は、昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月のB社における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれ

を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 11 月 30 日

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書、事業主から提出された賞与統計表及び平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人が申立期間に9万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月22日から同年9月1日まで

私は、高校を卒業後の昭和35年4月1日にA社C事業所に入社し、翌年、同社D事業所に異動になり、46年8月まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する厚生年金基金脱退一時金裁定請求書、同社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D事業所における同僚が、「申立人は、昭和36年9月に着任して、同社D事業所に勤務していた。」と証言していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 関東神奈川厚生年金 事案 8706

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は64万円、18年6月21日は71万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成18年6月21日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが分かったが、いずれの申立期間にも賞与を支給されており、厚生年金保険料が控除されていたはずである。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年12月10日は64万円、18年6月21日は71万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年5月1日まで

私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に、同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月11日  
② 平成19年4月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給一覧表及び申立人の妻が所持している賞与明細書から、申立人は申立期間①及び②において、10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しなかったこと、及び厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川国民年金 事案 7144 (事案 6031、6441、6876 及び 7066 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの期間及び51年10月から60年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から48年3月まで  
② 昭和51年10月から60年3月まで

私は、これまで4回にわたり申立てを行っており、前回の申立てにおいても、記録訂正が認められなかった。しかし、申立期間の付加保険料は、納付しているはずであるので、申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで4回にわたり第三者委員会に申立てを行っているが、  
i) 申立期間①については、付加年金制度が開始されたのは昭和45年10月である上、申立人の所持する国民年金手帳に、申立人が48年5月に「所得比例保険料を納付する者となる申出」を行ったことをうかがわせる記載があること、ii) 申立期間②については、申立人の所持する再発行された年金手帳に、「所得比例用 60. 4. 24」の押印があること、及びオンライン記録において60年4月から付加保険料が納付済みとされていること等から考え合わせると、申立人は、同年同月から付加保険料を納付したと考えるのが合理的であることから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年8月31日付け、24年1月12日付け及び同年9月20日付け、並びに年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、25年6月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいては、前回の申立てと申立内容が同様である上、申立人から申立期間の付加保険料を納付していた事実を裏付ける具体的な証言を得ることができず、新たな資料等の提出も無い。

そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認B地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び同年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和38年10月から43年3月まで

私は、結婚する少し前まで、A市B区にある薬局に住み込みで勤めていた。国民年金制度が発足した後、国民年金の加入手続については憶<sup>おぼ</sup>えてないが、職場に国民年金保険料の集金に来ていた同区役所の国民年金の担当者<sup>おぼ</sup>に、保険料月額100円を納付しており、当時、受領印が押された赤色の年金手帳を所持していたが、65歳になり年金を受給する際に社会保険事務所（当時）が回収した。

昭和38年10月頃に結婚を契機にC区に転居した際、夫が同区役所の職員から私の国民年金の任意加入を勧められたので、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、自宅に毎月来ていた集金人に私が納付していた。納付していた保険料額は400円ぐらいから少しずつ上がっていったことを憶<sup>おぼ</sup>えている。

その後、昭和42年2月に夫が自営となり、夫も国民年金に加入した後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月から毎月集金人に国民年金保険料を納付し、受領印が押された赤色の年金手帳を所持していたと述べているが、申立人は、当該期間の加入手続について誰が行ったか記憶しておらず、加入状況が不明である上、A市では、保険料の地区担当徴収員（集金人）制度が実施されたのは37年7月からであることから、保険料納付に係

る申立人の主張とは一致しない。

また、申立人にはB区及びC区において国民年金手帳記号番号が払い出されており、そのうち、B区での国民年金の加入手続時期は、申立人の同区で払い出された国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和38年7月と推認でき、申立人が所持する同区で払い出された国民年金手帳の発行日も、同年同月5日であることから、申立内容と一致しない上、申立期間①を通じて同一住所地に居住していたとする申立人にそれ以前に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では、B区で払い出された申立人の手帳記号番号に係る国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和38年4月1日となっていることが確認できることから、同手帳記号番号において、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

一方、申立人のC区での国民年金の加入手続時期について、申立人は、昭和38年10月頃にその夫が同区役所で、申立人の国民年金の任意加入手続を行ったと述べているが、申立人自身は、結婚当時の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、その夫も既に他界しており証言を得られないことから、申立人の加入手続状況が不明であるところ、A市の国民年金手帳記号番号払出簿において、43年10月にC区で付番された申立人の国民年金手帳記号番号が職権により、その夫と共に連番で払い出されていることが確認できる。このため、当該払出時点においては、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

申立期間②について、申立人のB区で払い出された国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳では、国民年金被保険者資格の喪失年月日は、昭和38年10月1日となっていることが確認できることから、B区における手帳記号番号においては、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、その後、C区で手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間②のうち、41年6月以前の期間の保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立期間②のうち、昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、当該C区での払出時点において、過年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間②の保険料を集金人に毎月納付していたので遡って納付したことは無いと述べていることに加え、A市では集金人は過年度の保険料を徴収することはできない。

さらに、申立人は、昭和42年2月から夫婦一緒に集金人に国民年金保険料を納付していたと述べているが、特殊台帳及びオンライン記録では、その夫の同年同月から43年3月までの保険料も未納となっていることが確認でき



ることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年12月まで

私は、昭和50年10月に会社を退職後、第一子の出生が近づいたので、52年12月頃、市役所で、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その際、市役所の担当者から、「(国民)年金は、年金税なので、(未納期間分を)遡って払ってください。」と言われ、2年2か月分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。まとめて納付した金額は、30万円ぐらいだったと思うが、国民健康保険料の納付額も含んでいるかもしれない。

私は、まとまった金額の国民年金保険料を大変な思いで納付したことを憶<sup>おぼ</sup>えているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の際、市役所の担当者から申立期間の国民年金保険料を遡って納付するように言われ、まとめて納付したと主張しているが、当該期間の納付書をどのように受け取ったか憶<sup>おぼ</sup>えておらず、まとめて納付したと記憶している保険料の金額も、実際に当該期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違している上、仮に、国民健康保険料と一緒に納付していたとしても、その内訳を憶<sup>おぼ</sup>えていないことから、当該期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の夫であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した「昭和53年1月1日」と記載されており、特殊台帳及びオンライン記録においても、申立人が同年同月前に国民年金被保

険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、加入手続時点において、遡って国民年金に加入することや国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7147

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成元年9月まで

私は、自身の国民年金の加入手続について、時期や場所等の詳細は記憶してないが、申立期間の国民年金保険料については、その定額分をA銀行B支店で口座振替により納付していたと思う。また、当該期間に付加保険料も納付していた妻の分も一緒に口座振替により納付していたと思うが、一緒に納付した時期や納付金額の記憶はない。

私が所持している申立期間の確定申告書（控）には、社会保険料の控除欄に納付した国民年金保険料額が記載されているため、私の国民年金の納付記録を回復してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立人は、国民年金に係る年金手帳については所持していた記憶は無いと述べていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、i) 申立人は、国民年金の加入手続をいつどこで行ったか記憶に無いと述べていること、ii) 申立期間の国民年金保険料について、妻の分を一緒に口座振替により納付していたとしているが、その妻も当該期間の保険料の納付時期、納付金額及び納付頻度等の記憶が明確でないことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、所持する申立期間の確定申告書（控）の社会保険料の控除欄に国民年金保険料の記載があることから、当該期間の自身の定額分の保険料を納付していたはずであると主張しているが、昭和62年分、63年分

及び平成元年分の確定申告書（控）に記載されている当該金額は、各年とも付加保険料を含めて納付していたその妻の保険料額とほぼ一致していることから、当該確定申告書（控）に記載された国民年金保険料額は、その妻のものと推認される。

加えて、口頭意見陳述において、申立人から新たな事情や資料の提出は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から43年12月まで

私は、長女が誕生した翌年の昭和38年8月頃に、サラリーマンの妻も国民年金に任意加入できることを知ったため、国民年金の加入手続を区役所の支所で行った。その際発行された国民年金手帳の記憶は無い。

私が国民年金に加入した後、隣に住んでいた友人に国民年金の任意加入を勧めたため、彼女も国民年金に任意加入したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、家に来ていた女性の集金人に私が納付し、保険料の月額は数百円であったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女が誕生した翌年の昭和38年8月頃に、サラリーマンの妻も国民年金に任意加入できることを知ったため、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているが、申立人の所持している国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録において、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格の取得日は、44年1月28日であることが確認できることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、当該加入手続時点において、申立期間は、国民年金の未加入期間である上、申立人の主張は任意加入被保険者としての加入であることから、遡って国民年金の被保険者資格を取得することも国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の

国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7149 (事案 5338 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 49 年 5 月まで

私は、夫から国民年金の加入を勧められ、昭和 41 年 3 月頃、町役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付時期等の具体的なことは記憶していないが、私が役場で納付すると、白っぽい紙で、右側に印刷されていた縦 3 つの円のところに領収印を押してくれた記憶があり、申立期間当初の 1 回 (3 か月分) の保険料額は 300 円ぐらいだったことを憶えている。

私は、前回、上記の申立てを年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) に行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、私は、確かに昭和 41 年に町役場で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、再度調査して、私の年金記録を回復してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、年金記録確認 A 地方第三者委員会に申立てを行ったが、  
i) 申立人は、国民年金の加入手続を行った際、国民年金手帳の交付を受けたか記憶は定かでなく、手帳の記載内容についての記憶が無いなど、国民年金の加入状況が不明であること、  
ii) 申立人が申立期間当時、居住していた町では、当該期間のうち、昭和 45 年 6 月までは、国民年金手帳に国民年金印紙を貼り付け、これに検認印を押す方法が採られており、次いで同年 7 月からは、町役場が国民年金手帳を預かった上で、納付書により納付する方法が採られていることが確認できることから、申立内容と一致しないこと、  
iii) 申立人が申立期間後に居住していた町で払い出された国民年金手帳記号番号の特殊台帳等により、申立人は 49 年 6 月に国民年金に任意加入してい



ることが確認され、当該加入手続時点においては、任意加入被保険者である申立人は、制度上、任意加入適用期間の未加入期間である申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできないこと等を理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会の決定に基づき平成23年3月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言を得られない上、新たな資料の提出もない。

そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の前回の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8709（事案 5290 及び 8346 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 35 年 3 月末に集団就職で A 社に入社し、B 職として勤務していたので、同社における資格取得日である同年 9 月 1 日を同年 4 月 1 日に訂正してほしいと申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、A 社における失業保険の離職日（昭和 40 年 8 月 7 日）が厚生年金保険の資格喪失日（昭和 41 年 2 月 1 日）の 5 か月前となっており、また、申立期間①の勤務が推認されているのだから、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきである。

また、申立期間②について、上記のとおり、失業保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が異なっているのは不合理なので、私の A 社における資格喪失日を昭和 40 年 9 月 1 日に訂正すべきである。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の業務内容に係る記憶及び同僚の証言から、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことは推認できるものの、試用期間があった旨同僚が供述していること、申立人とともに集団就職した複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日が申立人の資格取得日と同日であり、事業主がまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められること、及び同社が保管する健康保険厚生年金保険

被保険者資格取得確認通知書に記載された申立人の資格取得日がオンライン記録における資格取得日と一致していることなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年3月2日及び25年4月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間①について、新たな資料を提出することなく、A社における失業保険の離職日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日と5か月相違していることなどから、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めるべきであると主張しているが、これは年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、口頭意見陳述において、被保険者記録照会回答票のA社に係る資格取得年月日「35.9.1」の印字の下に、手書き（朱書き）で、当該期間の期首である「35.4.1」と修正された資料を提出するとともに、同社は、現在、入社と同時に厚生年金保険に加入しているとしており、申立期間当時も同様であったはずであり、同僚から失業保険を受給していたと聞いたことがあるので、申立てを認めるべきであると主張したが、これらの事情では、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を推認することはできず、申立期間①の勤務が推認されながら、申立期間①の厚生年金保険の被保険者期間が無いのは、申立てに係る事業所の不手際と考えられるので、年金記録確認第三者委員会から申立てに係る事業所に対し、申立人に不手際であったことを陳謝するよう要請されたいと主張したが、当委員会は、事業主が行った資格届出手続の遅延又は手続漏れ自体の適法性の有無を判断するものではない。

このほか、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社に係る申立人の失業保険被保険者資格喪失確認通知書の離職日が昭和40年8月7日となっていることから、厚生年金保険の資格喪失日を同年9月1日に訂正するよう主張している。

しかし、申立人は、申立期間②においてA社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は昭和41年2月1日となっていることが確認できる上、同社は、当該資格喪失確認通知書以外の当該期間の賃金台帳等の資料は保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間②における資格喪失日を変更すべき関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8710（事案 4933 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで  
私が A 社 B 支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、同社が C 県で事業を開始した昭和 38 年 5 月 1 日から約 2 年間、同社 B 支店に勤務しており、同社 B 支店を 1 か月で退職したはずは無く、被保険者期間が 1 か月であるということは信じられない。

今回、A 社 B 支店に勤務していた同僚二人の名前を思い出したので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社 B 支店は昭和 40 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日から同年 11 月 1 日までの期間は適用事業所となっていないこと、同社は 49 年に解散しており、同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、複数の同僚からも申立人の申立期間における勤務実態について確認できないことなどから、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 1 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A 社 B 支店に勤務していた同僚二人の名前を思い出したと述べている。

しかしながら、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該同僚二人のうち一人については、その被保険者記録

が確認できない上、被保険者記録が確認できる同僚について申立人は、「私が昭和 40 年 10 月 31 日に退職した後も、同社B支店に勤務していた。」と述べているにもかかわらず、昭和 38 年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失していることから、これは年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、上記同僚からは、申立人に係る証言を得ることができず、申立人のA社B支店における勤務実態を確認することができない。

さらに、複数の同僚に再度照会を行ったが、申立人に係る新たな証言は得られず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間後に勤務していた事業所に申立人の申立てに係る職歴照会を行ったが、回答を得られず、申立人のA社B支店における勤務実態を確認することができない。

このほかに、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8711（事案 252 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 5 月 31 日まで  
私は、申立期間において A 社に勤務していた。年金の記録を見ると、その全ての期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者として認めてほしいと申立てを行ったが、記録を訂正することはできないとの通知を受けた。

今回、新たに当時の同僚の名前を挙げるので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が A 社に勤務したことは、雇用保険の記録からは確認できず、当時、当該事業所に在籍した社員からも、申立人が在籍していた証言を得られなかったこと、同社は昭和 55 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため証言等を得ることができず、保険料控除の事実が確認できないことなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 10 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たに A 社の事業主の姓を述べているところ、同社に係る商業登記簿謄本の記載内容と一致すること、同僚が保管している昭和 42 年 1 月に同社において撮影したとする写真には申立人が写っていること、及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、今回の申立てにおいて、申立人は、新たに、当時の同僚二人（姓のみ）を挙げているが、このうちの一人については、申立期間当時の

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同じ姓の者は確認できず、連絡先が不明であり、ほかの一人については、同じ姓の者は確認できるものの既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

また、A社の商業登記簿謄本に記載されている住所地に事業主照会を行うとともに、役員についても照会を行ったが、宛所不明のため申立人の厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者原票には、申立人の氏名は見当らず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の供述は年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 関東神奈川厚生年金 事案 8712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月頃 から 39 年 1 月頃 まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の所在地、業務内容及び事業主の姓を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、同僚照会が行えず、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人は当時の事業主の氏名について姓しか記憶しておらず、A社の商業登記の記録も確認できないことから事業主照会が行えず、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。